告示

埼玉県告示第七百二十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年十月二十七日

埼玉県知事　大野元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	さいたま草加線	埼玉県草加市花栗三丁目六七五番二地先から 埼玉県草加市草加三丁目五六七番一地先まで

dd1771e7b01c6c2fa63981ba377b09c7